令和６年３月１３日　令和５年度第３回大東市子ども・子育て会議　会議録

事務局：それでは、定刻までまだ少しありますが、皆さんお揃いですので、ただ今より令和５年度第３回「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、大東市福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループの道岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は１４名中１１名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第４条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議開催に先立ちまして、第２回会議を欠席されていました田村委員、勝田委員への委員委嘱を行わせていただきます。それでは、田中福祉・子ども部長より委嘱状をお渡しさせていただきます。田村委員、勝田委員におかれましては、お手数ですが、その場にてご起立くださいますようお願いいたします。

委員委嘱

事務局：ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。なお、長谷委員、鳥居委員、髙山委員につきましては、本日、日程調整がとれないため、欠席されるとのご連絡を受けております。

続きまして、本日の会議に使用いたします資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まずは、本日の次第、資料１につきましては、一度送付させていただいておるのですが、内容に修正がありましたので、本日の会議には今お配りしているものをご利用ください。

（資料１）大東市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書（案）

（資料２）第３期大東市子ども・子育て支援事業計画策定の方向性について

（資料３）教育・保育施設の利用定員の変更について

（資料４）大東市子ども基本条例の改正について

（資料５）委員名簿

（資料６）座席表

となっておりますが、全てお手元にございますでしょうか。

では、続きまして、田中福祉・子ども部長よりごあいさつをさせていただきます。

田中：はい。改めまして皆様こんにちは。福祉・子ども部長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

日ごろは本市の子どもたちのために安心して生活できる子育て環境の形成にご尽力いただきまして、ありがとうございます。また、お忙しい中、この子育て会議にも参加していただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、「第３期子ども・子育て支援事業計画」のニーズ調査結果の報告をさせていただきますとともに、これを踏まえた第３期計画の方向性についてのご審議をお願いしたいと思っております。

早いもので、令和５年度も年度末に近付いてまいりました。昨年にはこども家庭庁が創設され、「こどもまんなか社会」が提唱され、子どもの意見表明、アドボケイトなど子ども目線に係る取り組みも求められるようになってきております。また、架け橋プログラムの準備もございます。昨年末には「こども大綱」も閣議決定がなされました。このような状況から大東市の子ども基本条例も改正する時期に差し掛かろうとしております。そうしたことからいたしますと、この子ども・子育て会議の意味合いも非常に大きなものになっているというふうに考えております。今後も貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開催のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。合田会長、よろしくお願いいたします。

合田：改めまして皆さんこんにちは。今ご紹介ありましたように、年度末の何かとお忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。今日も各委員の皆様方のご意見を積極的に賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議題に入りたいと思いますが、本日の会議に傍聴者の方が来ておられます。傍聴者の方には大東市子ども・子育て会議傍聴規則の規定を順守し、傍聴に臨んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議題１に入らせていただきますが、まず、事務局から議題１「第３期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果について」の説明をよろしくお願いいたします。

事務局：議題１につきましては、事業計画策定支援業務の受託事業者であります、ジェイエムシー株式会社様より説明いただきます。お願いします。

JMC：それでは、資料１につきましてご説明させていただきます。

こちらの資料は、前回の委員会にて審議をいただきましたニーズ調査の簡易的な集計となっております。子育て家庭のニーズについて動向分析等を行い、また、大東市の現状および今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的として実施いたしました。

調査時期は、昨年の１２月２６日から今年の１月１９日まで、約３週間、実施いたしました。

１ページをご覧ください。調査の配布件数は、未就学児童の方に１，５００人、就学児童用として８００人の方にお配りしました。

２ページをご覧ください。それぞれの調査の配布と回収状況についてです。就学前児童が１，５００人の方にお配りして、回収数６６６人、回収率４４．４％となっております。そのうち、白紙で回収したものなどを除いた有効回収数が６６１人、有効回収率が４４．１％となっております。また、就学児童の回収状況につきまして、配布が８００人、回収数が３５３人、回収率が４４．１％となっております。有効回収数が３４８人、有効回収率が４３．５％です。

それでは、中身の説明に入ります。３ページをご覧ください。ここからまず、第２章として、子育て家庭の状況についてまとめております。

４ページの右下、４番「兄弟姉妹」についてご覧ください。お子様の人数は、未就学児童の家庭で「２人」が４２．８％、「１人」が３５．１％となっております。また、就学児童のほうでは「２人」のお子様がいるという家庭が４９．１％と約半数となっており、「３人」が２４．４％、「１人」が１７．２％となっております。

続いて、５ページの下方のグラフをご覧ください。希望するお子様の人数を問う設問でした。「２人」と答えた方が４１．６％、「３人」と答えた方が３４．５％となっております。

また、６ページ上をご覧ください。もう一人子どもを持ちたいかという設問についてです。「持ちたいと思う」方が３８．１％、「持ちたいと思わない」という方が５８．５％となっております。また、その下のグラフになります。もう一人子どもを持つために必要な環境を問う設問では、「収入が増えれば持ちたい」という方が２９．８％と回答が多くなっております。

続いて、７ページの下の方のグラフをご覧ください。「同居・近居の状況」といたしまして、「父親・母親と一緒に住んでいる」という家庭が未就学児童、就学児童ともに約９割となっております。また、グラフの下の方を見ますと、「祖父・祖母と一緒に住んでいる」方や、「祖父・祖母が近所に住んでいる」方が一定数いらっしゃることがわかります。また、グラフ上のほうになります。５％から１０％ほど母子家庭や父子家庭といった単身家庭の方もいらっしゃることがわかります。

続いて、１１ページをご覧ください。こちらは「子どもの育ちをめぐる環境」についてまとめた章になります。その中で、特に児童虐待についての設問について、説明させていただきます。

まず、１１ページ上のグラフでは、児童虐待を見聞きしたことがあるかという質問について、「虐待かどうかわからないがおかしいなと思ったことがある」という方が未就学児童、就学児童ともに１割と少しおられます。「ない」と答えられた方はそれぞれ約８割となっております。また、その下の児童虐待について、ご自身が行った心当たりがあるかという質問にでは、「たまにある」と答えた方が未就学、就学ともに約２割、「まったくない」と答えられた方が約７割となっております。

続いて、１２ページ上側のグラフです。「ご自身が虐待だと感じたときに児童虐待の相談をしたことがありますか」という設問です。「ある」と答えられた方が未就学、就学ともに７割を超えております。一方「ない」と答えられた方はそれぞれ２割から３割となっております。

また、その際の相談先についてまとめたものが下のグラフです。未就学、就学ともに「配偶者」の方に相談したという回答が７割以上、また「自身や配偶者の親」、「親戚」、「同居している家族」に相談した方や「友人や知人」に相談された方も多くなっております。

続いて、３４ページをご覧ください。こちらは第６章「平日の定期的な教育・保育施設やサービスの利用状況」についてまとめた章です。まず、定期的な教育・保育施設やサービスの利用状況について「利用している」と答えられた方が８割を超えています。

また、その内訳は、下のグラフをご覧ください。「認定こども園」を利用されている方が約半数と最も多く、「認可保育所」や「幼稚園」をご利用されている方が約２割、「幼稚園の預かり保育」や「地域子育て支援拠点」など子育ての仲間が集まる場を利用されている方も約１割いらっしゃるようです。こちらは複数回答の設問になっており、利用している事業全てに回答いただいています。

続いて、３５ページをご覧ください。現在利用している教育・保育施設やサービスの週当たりの利用日数を尋ねました。上のグラフをご覧ください。平日の利用について、「５日」月曜日から金曜日まで利用されているという方が約９割と最も多くなっております。

また、その際の利用時間について下のグラフをご覧ください。「８時間」利用されている方が２１．７％、「９時間」利用されている方が１７．４％、「７時間」利用されている方が１３％と主に７時間から９時間を中心に分布していることがわかります。

続いて、３９ページをご覧ください。現在利用している教育・保育施設やサービスの実施場所について伺った設問です。「大東市内（または自宅を訪問するサービス）」の利用者が約９割と最も多いです。また、５％ほど「他の市町村」のサービスをご利用されている方もいらっしゃるようです。

４０ページをご覧ください。こちらは送迎保育ステーション事業の利用状況に関する質問です。利用有無について上のグラフをご覧ください。「利用したことはない」という回答が約７割、「利用したことがある」という回答が０．３％となっております。利用したことがない理由については下のグラフです。「送迎対象の保育施設を利用していないため」という方が７０％、また「送迎対象の保育施設を利用しているが、自らで送迎できる、送迎したいため」という方が約２割いらっしゃいます。

続いて、４１ページをご覧ください。先ほど３４ページの設問で平日の教育・保育施設やサービスを利用していないと回答された１８．２％の方について、利用していない理由を尋ねる設問です。「自身や配偶者が子どもの面倒を見ているため利用する必要がない」という方が６３．３％、また、「利用したいが、希望する教育・保育施設やサービスに空きがない」、「利用したいが、経済的な理由で利用できない」という方も１割以上いらっしゃるようです。

少し大きくページが飛びます。１１１ページをご覧ください。こちらは、第１４章「生活環境と支援の要望」についてまとめた章です。大東市の子育て環境や子育て支援への満足度を尋ねる設問です。「どちらともいえない」が４３．６％、またその上に「不満」、「やや不満」と答えた方が２５．９％、「やや満足」、「満足」と答えられた方は２５．４％です。

１１２ページをご覧ください。大東市に充実を希望する子育て支援サービスに関する質問です。未就学、就学ともに多かった回答が、下から５番目にあります「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持」などの子育て世帯への経済的援助の拡充、またその３つ上にあります「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」などが多くなっております。

続いて、１１３ページをご覧ください。大東市の居住環境等についての設問です。まず、大東市の居住年数についてです。未就学児童では「１～５年」住まわれている方が３０．７％と最も多く、「６～１０年」住まわれている方が２５．７％となっております。就学児童では「６～１０年」住まわれている方が２８．２％、また「３１年以上」住まれている方が２７．３％となっております。その下、今後の大東市への居住希望に関する設問では、「住み続けたい」と答えられた方が未就学児童、就学児童ともに約６割、「住み続けたくない」という方は１割を切っています。

１１４ページをご覧ください。住み続けたいと回答した理由を尋ねました。未就学児童、就学児童ともに「両親・親戚、親しい人が市内に住んでいる」という回答が１番多くなっております。また、「自身や家族の勤め先が市内にある」と答えられた方も２番目に多くなっております。

１１５ページをご覧ください。こちらは、住み続けたくないと回答した理由を尋ねる設問で。未就学児童、就学児童ともに多「子どもの教育・学習環境がよくない」という回答が多く、それぞれ約４割から５割。また、「子育て支援等の環境がよくない」という回答は４割弱となっております。

簡単ではございますが、以上で調査結果の報告とさせていただきます。

合田：ありがとうございました。ただ今、事務局のから報告がありましたが、この調査結果につきまして、何か各委員の皆様方ご質問等ありましたら、挙手の上、よろしくお願いいたします。

Ａ委員：夜間保育や休日保育の希望について、どこかに項目が記載されていますか。

合田：Ａ委員から、夜間・休日保育についての問う項目はありましたかという質問ですが、ご返答をお願いします。

Ａ委員：放課後デイはありますが、休日保育はあったかなと思いまして。

JMC：休日保育については、５０ページの辺りに掲載しております。

合田：休日保育は５０ページに掲載されており、夜間保育は掲載していないということです。よろしいでしょうか。他の委員の皆様いかがでしょうか。

Ｂ委員：先程伺った説明にはありませんが、この調査方法について、前の会議でも話が出ていましたが、私は未就学児童のアンケートを回答しましたが、やはり予想どおりとても大変でした。同じく、アンケートが送られた就学児童の保護者の知り合いに聞いても、回答しなかった保護者もいました。項目の回答方法が複雑過ぎて７割ぐらいのところで、かなり行き詰まる感じがしました。内容もそうですが、満足しているとか、満足していないとか、答えるのがしんどくなって、多分前の会議でいいことが書いてあればと言われた方がおられたと思いますが、紙の回答でもしんどいなと感じて、ＷＥＢだったら簡単だなと思いました。１１５ページに、調査媒体について紙かＷＥＢのどちらで回答を希望するか尋ねる設問がありましたが、ＷＥＢが約６割あり、意外に多いと思いましたが、やはり希望が出ているので、次回以降はＷＥＢによるアンケートを推奨したいと思います。

合田：今のは感想ということでよろしいですか。確かに前回の会議で出ましたように、かなりボリュームがありますので、紙での回答は相当ご苦労されたということです。ＷＥＢもどんどん活用されているようですし、ＷＥＢの方がいいのではないかという感想でした。次回は配慮していただいたらと思います。よろしくお願いします。他はいかがでしょうか。

Ｃ委員：調査結果から感じたことをお伝えしながら、今後に向けてのお話ができたらと思います。５、６ページ辺りですごいと思うのは、希望する子どもの人数で２人と３人が７５％も希望していることです。昨今、少子化を叫ばれている日本の中で、ありがたい数字として表れていると思います。逆に２人、３人持ちたいという人に、もう一人持ちたいですかという質問であると、３人、４人となってきます。持つために必要な環境という部分で０人、１人という人に一人増やしたいというのはわかりますが、最近では4人以上のお子さんがいる方はそう多くはないと思いますので、国が決めている質問項目だと思いますが、乖離しているのではないかと感じています。この辺りの内容の検討を国に打診するのか、大東市独自で策定していくのかは、一度考えていただきたいと思います。子どもを持つために必要な環境という設問で、収入が増えるようにするなど、いろんな回答があるかと思いますが、「その他」と「無回答」が約６０％となっており、該当項目がないということだと思いますので、その辺りも検討いただけたらありがたいです。せっかく議論をしますので、根拠となる数値となるようにしていただけたら、ありがたいです。

合田：Ｃ委員から、希望として子どもが何人ほしいですかという質問で、実際、国もよく結婚前など、アンケートを取ったらかなり人数が違うという、その辺りの規定が以前と今回とは変わってきているのではないかという質問と、もう1人以上の子どもを持つために必要な環境に関する質問で、「無回答」とか「その他」の項目が非常に多いということで、該当する項目がないのではないかという質問ですが、事務局は回答をお願いいたします。

事務局：ご意見ありがとうございます。１点目のお話ですが、今、委員のほうからご意見ありましたように、今いらっしゃるお子さんが１人なのか、それとも２人、３人なのかによって、それ以上のお子さんを産み育てたいかという気持ちは、恐らく家庭ごとに異なると我々も考えています。

それから、６ページの下、「その他」の回答が多いことについても、このような設問が他にもありますが、この辺りは子育て家庭の多様化が進む中で、色々な選択肢が必要になってきていると感ました。今回、国と統一したアンケート調査のため、本市だけ独自の設問を行うのは難しいことではありますが、今後の次期計画策定に向けたアンケート調査等、動向の中で、我々の方からの意見、投げかけをできるよう行っていきたいと考えております。

合田：では、次のご質問をよろしくお願いします。

Ｃ委員：１１ページでの虐待に関する質問について、「ない」と感じる意識と、虐待かどうかわからない、おかしいなと思ったことがあるという意識も、変わってきていると感じています。虐待の相談の有無について「ある」「ない」では、「ある」という回答が圧倒的なのは、明らかに過去と変わってきています。虐待を行ってしまう場合があるという認識になってきていることが、この数値から表れています。その下の相談先についても、昔は相談する必要がなかった、こんなふうに育ててきたとか、しつけだとか、過去の流れから考えられる方が多かったですが、「あるかもしれない」という姿勢で相談している中での「ない」というのは、昔とは大きく変わってきていると感じています。心当たりについては、まったくないという方が増えているので、周りの誰かしらの目が入った上で「ない」と感じられることは、本当に虐待の根絶が難しいとしても、少なくなるための社会的な何らかの働きが有効活用されていると感じています。この先の虐待が行われないようにできれば、「ある」「ない」の意識はどんどん変わってきていますので、「どういった環境を整えると虐待しにくいと思いますか」など、また先の質問に進化してもらえるとありがたいです。ここについては以上です。

合田：実際、虐待防止法の関係でかなり浸透してきたということで、今の問いかけに対して事務局いかがでしょうか。

事務局：先に補足させていただきます。今回このアンケート調査結果の資料で、設問の内容がわかりにくい部分がございます。この児童虐待についてのページですが、１１ページ目の左上が未就学児の児童虐待、就学児の児童虐待について見聞きしたことがあるという設問では、「ない」という回答が８割近くございます。その下が「見聞きしたわけではないが、心当たりがあるかどうか」の質問では、「ある」と感じた方が、実際に相談をされたかどうかという回答が１２ページの上方にございます。全体のコメントではわかりづらいため、この辺りは、製本の際にはもう少しわかりやすい表現にいたします。それを踏まえて、「児童虐待が減るためには、どのような取り組みをしていけばいいのか」を尋ねる設問を設けてはどうかという質問については、担当課長に代わります。

事務局：児童虐待を減少させるというところですが、やはり啓発という部分が大きなウェイトを占めると考えております。今、Ｃ委員がおっしゃったとおり、過去にしつけという表現で一定、社会合意が得られていた行為や言動であっても、今の時代では児童虐待であるという認識を持つ必要性は高まる一方です。そういったところの啓発や、いち早く対応できる連絡先の周知、当然のことながら、虐待に関わる職員の対応についても、皆さんにしっかりとお伝えできる仕組みづくりも必要だと思っております。以上でございます。

Ｃ委員：可能性のある方の相談先となるのですね。続いて、３３ページについて、３人以上の子ども、双子や三つ子の子育て負担を軽減する支援では、第三子は保育料の無償化が進んでいるかと思います。守口市は独自の取り組みとして、０歳から保育料の無償化を実施しているほか、令和６年度から寝屋川市が第二子無償という取り組みを始めています。そういった取り組みは、一定の効果があることなのかもしれません。今や守口市は、とんでもないぐらい多くの子育て家庭が流入しているようです。子育て家庭を増やすということは、大東市にとっても、とても大切だと思いますので、大東市が力を入れている子育て施策について、具体的に示していっていただけたらと思います。これは要望ということでお願いできますでしょうか。

合田：Ｃ委員の要望に対してお願いいたします。

事務局：少子化対策については、従前より本市においても、さまざまな取り組みを行っているところです。今のお話でもありましたように、保育の無償化についても、出生率の向上に向けた取り組みであると考えています。保育無償化については、費用の確保も必要であるため、我々としても十分検討した上で取り組まなければならないことを、ご理解いただければと思います。この少子化の流れについては、特定の自治体だけが人口増に向かえば国が栄えていくかと言われれば、もちろんそうでもありません。やはり、国として一旦、少子化対策に力を入れて取り組んでいただかないと、いずれはどこかの自治体が一時的に改善したとしても、最終的には埋没していく。そういった懸念というのが、常につきまとう問題だと思います。まずは、国に対して、保育無償化ももちろんですが、施策として取り組むべき要望を上げていく。その上で、市として取り組むべき施策については、皆さんからのご意見をいただきながら、積極的に進めていきたいと考えております。その辺りは次期計画についても、できるだけ盛り込みを図りたいと考えています。よろしくお願いします。

Ｃ委員：１１１ページからの設問について、充実を希望する支援サービスで「どちらとも言えない」という回答が一番多く、「やや満足」「やや不満」という回答が２０％近くあります。このようなアンケートにありがちだと思いますが、小児救急や、育児休業給付、児童手当の拡充等、具体的に数値として挙がっている部分の対応についても、大東市として考えていただきたいです。

１１３ページから、住み続けたいと思うという回答が一定数、これだけ多いことは非常にありがたいことです。ここ数十年ほどは、流出量を減らすことが目的だったと思いますので、一定数の確保ができてきましたら、流入に向けて検討していっていただけたらありがたいです。

１１５ページでは、住み続けたくないと感じる理由について具体的に回答していただいています。まちに活気や魅力が感じられない、医療施設のことを結構不満に思っている、子育て支援や教育・学習環境がよくない等の回答がありますので、しっかりと検討いただければと思います。最後に、僕も紙よりもＷＥＢの回答を希望します。今の時代は、アンケートは全てスマホで回答する時代になってくるかと思います。できれば、回答率、回収率を上げていくためにも、要望をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

合田：支援サービスの具体的な結果が出ているということで、今後の課題として取り組むことに対して事務局からお願いします。

事務局：１１２ページの充実を希望する子育て支援サービスでございます。この項目につきましては、１期目のニーズ調査から基本的には変わっておりません。回答率についても、ほぼ変わりがないという状況です。裏を返しますと、こういった子育て家庭のニーズに対して十分な施策が打たれておらず、結果として数字が変わらない状況があると考えておりますので、この辺りの取り組みが必要になっていると感じています。

あと、先ほどＢ委員からも意見がありましたが、アンケート調査の回収率が５０％を切るところが１つの分岐点である思っています。結果として、回収率が４０数％でしたので、次回については、ＷＥＢに切り替えていこうと思います。

Ｃ委員：各部署と連携してよろしくお願いします。

Ｄ委員：どこの会議でも多いのですが、統計を取ったり、お話を伺ったりしていますが、これだけで終わってしまうことが多々あります。実効性が全く伴っていません。子育てでお金が掛かることは理解できますが、昔から補助金等がずっと変わらず出ているところもたくさんあり、不必要な補助金が出ているところはたくさんあります。そういうところを精査して付け替えていくことが今一番大切なことであり、実効性が伴わなければ、無駄だと思います。給食の無償化や、塾など、子育ての格差による弊害もあります。Ｃ委員が発言されたので、言うことはありませんでしたが、最後に、これだけよいことを実施していただいているので、１つでも２つでも、実効性の伴ったものにしてほしいと思います。きついことを言いますが、よろしくお願いします。

合田：ありがとうございました。Ｄ委員のおっしゃることはごもっともです。調査はいいとして、実効性が伴っていないのではないかということです。それに対して事務局いかがでしょうか。

事務局：行政としても歳入が減少する中で、税金をどのように有効活用していくか、年々、責任感が高まってきている時代かと思います。予算の付け替えという意見がございましたが、やはり、そういった視点が非常に大事で、実効性が上がらない事業については、思い切って見直しを図る決断がないと、新しい取り組みが打ちにくい状況がございます。それについては、子育て支援に限らず、積極的に行っていかなければならないと思います。次の事業計画に盛り込んでいく施策等につきましても、そういった目線での検討を行ってまいります。

Ｄ委員：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

合田：よろしいでしょうか。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

Ｂ委員：質問を兼ねて、私も初めて公募委員として参加させていただき、疑問に思っているのですが、このニーズ調査結果報告の分析は、委員には示されないのでしょうか。私もこのような活動を行っていますので、基本的にこの数字はわかります。ここから見えてくるものを資料に載せなければ意味がないと思います。簡単に言うと、アンケート結果を反映して、今回の資料を作っていると思いますが、果たして、どの項目から見えてくる内容が事業計画の目標に対応しているのか。例えば、私もアンケートに回答する中で思いましたが、虐待について書く、この回答を選択した人は次こちらへという項目がありますが、そこから世帯の姿が見えてくると思います。ここに出てくる一番パーセンテージの大きいものから見えてくる、おおよその今の大東市民の多数派意見が見えてくると思いますが、項目が多く、今ぱっと渡されても、想像しづらいと思います。私は子育て世帯なので、「わかる。わかる」というように想像できますが、大事なことを決める会議で数字をぱっと渡されて、分析結果が入っていないのは、いかがなものかというのが１つ意見です。

あと、前回の会議でも発言しましたが、例えば公園の利用等については、結構子育ての意見で出ています。まちに住み続けたいというところは恐らく他部署にまたがる話だと思います。せっかく貴重なデータが出たので、その辺を他の部署と連携していただければと思います。例えば、公園であれば、みどり課にこの調査結果を渡して、みどり課で公園をこうしていこうというふうになるのかどうか。今回のアンケートではなかったですが、住居に関することであれば、大東市は空き家の対策をすごく進めていると思います。先程の意見で出ました「２人、３人子どもを持ちたい」という話は、私の周りでも産みたいが、住む場所が狭いという問題も結構あります。今回の項目にはありませんでしたが、住む場所や部屋の間取りなど、住居の問題も子どもをたくさん産むのであれば、必要になる項目であり、大東市の課題だと思います。ほぼ住むところがないのは私がここに住んでいても思いますので、子どもは欲しいけど部屋が狭すぎる、マンションやアパート等に引っ越したいけれど、大東市はいい場所がない。結局もう少し安いところ、違う市に行くという話も聞きます。住まいのことについても、国の項目には入らないかもしれませんが、独自で入れたほうがよいと思います。空き家と関連するのかわかりませんが、流入を考えるのであれば余計に思います。

合田：Ｂ委員から、多分単純集計で出されており、それに対してクロス集計されているとは思いますが、それが表に出てきてこないので、わかりづらいという意見について事務局の方よろしいですか。

JMC：おっしゃるように、今回の報告の中では、クロス集計をまだ取っていないものがあります。今後、単純集計といわれるこのような形の集計や、例えば、属性の方がどういったものを回答されているかというクロス集計を、これから実際に取ることになります。その内容についても、我々業者のほうで持っているノウハウや、大東市としてどういったものをクロス取ることが良いかについて、今後、事務局と一緒に検討していけたらと思います。その辺りが計画の方には反映されていくと考えています。

事務局：ニーズ調査から計画書に、どのように数字が引っ張られていくのかについて、計算式をいろいろ見せていただきましたが、よくわからないところもあり、説明しにくいですが、今日提示させていただいた資料１について、実は、事前報告みたいなもので、令和５年度の子育て家庭の皆さんがこの調査を受けてどのように感じられたか等、あまり動的ではない報告になっています。そのため、これだけ見ても、既存の子育て施策がどう進んでいるのか、子育て家庭の意識がどのように変わってきているのか等、容易に取りにくいところもあり、資料として十分ではないところは、申し訳なく思っています。ここの傾向として、１回目のニーズ調査から突出して大きく傾向が変わってきているところを、いくつか拾ってみたので、それについては簡単に触れたいと思います。

１つが就学前児童の利用施設について、前回調査が平成２６年、２回目の事業計画が平成３１年、今回が令和５年度の調査になりますので、５年ごとに調査を行っています。幼稚園、認可保育所、そして、認定こども園の利用率が大きく変わってきていることが、ここ１０年間の１つの傾向です。平成２６年度調査の時点では、幼稚園が３５％、認可保育所が４７．５％、認定こども園については、当時はまだほとんど立ち上がっていない状況でしたので、０．３％という利用状況でしたが、現在令和５年度の調査では、幼稚園が１８％、認可保育所が４８％、認定こども園が４９．４％という状況です。市内の公立、民間、いずれについても、大きく認定こども園への移行が進んできていることが、見えてくると感じています。

もう１つが、子育て家庭の意識の変化です。４３ページ目に病児保育の利用状況を掲載しております。就学前、就学後で父親が仕事を休んだ、母親が仕事を休んだ、あるいは病児保育を利用した数字を載せています。平成２６年度の調査では、例えば、就学前に父親が仕事を休んだのは１２．３％でした。母親が仕事を休んだのは５７．６％でしたが、令和５年度調査では、父親が３２．７％仕事を休み、母親については、７６％の方が休んだという状況です。母親が仕事を休んだ数字の変化については、１０年前は、そもそも就労していない母親の割合が非常に高い時代でした。現在では、女性の就労が進む中で、更には、母親が仕事を休んで病気の子どもを面倒見るといった家庭の状況が、この辺りの数字でも少し見えてきていると感じています。

育児休業の取得状況が９１ページ目に掲載されていますが、例えば、母親の育児休暇の取得率は、平成２６年度２２．４％だったのが、令和５年度４３．８％という状況です。これも母親自身の就労の状況にも関わりますが、１つ顕著なのが父親です。平成２６年度に育児休暇を取得した父親は１．７％でしたが、現在はアンケート調査によると、９．７％です。こういった状況は、コロナ等のさまざまな社会的な変化も踏まえて発生してきていると感じています。

最後に、改善の数字として見られるのは、生活環境や安全の確保、１０８や１１０ページ辺りの調査です。子育て家庭が、子どもを連れて外出するときに困ること、あるいは遊び場について感じる不満に関する調査ですが、この設問については、全ての項目について１０年前よりも一定、数字が軽減されていることが伺えます。この辺は都市整備や、まちづくりの分野になりますが、その辺りの施策の進展が一定、暮らしやすいまちづくりに反映されてきていると感じました。

こういった施策や、先ほどＢ委員がおっしゃられたように、我々福祉の分野だけの取り組みではなかなか進まないところがあり、例えば公園の整備や、まちづくりの関係、三世代同居の貧困等の取り組みについて、総合的に進めていかないと、最終的には子育て支援、まちづくりは実現しにくいと考えております。今回の事業計画策定にあたりましては、外向けの会議体としては、子ども・子育て会議とさせていただきながら、庁内については、庁内の検討会議というところです。子育てに関係する施策を行っている各関係部署、今回配布しております事業計画書は概要なので、細かい施策までは盛り込んでおりませんが、ここに福祉以外の他部署が取り組んでいる子育てに係る施策を、基本的には網羅して載せていますので、その中身を検討しながら、皆さんに「こういった施策を総合的に進めていきます」という提案をしていきたいと考えております。

合田：住環境について、空き家対策はいかがでしょうか。

事務局：おっしゃられたように、子育てにも深く関係がある取り組みはございますので、まちづくりの関係部課も会議体に参加して、提案をさせていただきたいと思います。また、まち関係の部局からもいろいろと提案を聞きたいと思います。

合田：よろしいでしょうか。他、何かいかがでしょうか。

E委員：回答率とか回答方法は、先ほどから意見が出ていますので、ご検討いただけたらと思います。質問というより、感じたこととして、調査自体がそもそも国の決められた質問がメインであるため、変えづらいとは思いますが、質問のベースが未就学か就学かで切れていますので、もう少しオリジナルの質問を入れられるのであれば、幼保小をつなぐ部分の設問など、実際に保護者の方がどう感じているのかを尋ねる項目があってもよいと感じました。大東市でも架け橋の部会が立ち上がって検討を進めています。朋来幼稚園は、現在は認定こども園ですが、もともと幼稚園なので、教育の施設の立場から言うと、あまり長時間子どもを施設に預けることは正直賛成ではありませんが、実際、就労家庭の方はお子さんを長時間預ける方が増えているので、これから小学校へ進学する年長さんは、例えば認定こども園や保育所もですが、大体朝７時とか７時半からお子さんを預けてから出勤していた方が、小学校の登校時間が朝８頃のため、出勤時間をセーブしなければならず困っているという意見を聞きます。その辺りは、この会議ではなかなか難しいとは思うのですが、架け橋も意識した形で今後ご検討いただけたらと思います。先日、ニュースでも東京のある区で小学校の体育館を開放して、出勤時間に合わせて子どもが登校できるような仕組みを作っているというのを見ました。今後住みやすいまちの検討課題として挙げてもよいのではないかと思いました。よろしくお願いします。

合田：E委員が架け橋プログラムを現在、同時進行で行っている関係もあり、架け橋も意識した設問を今後入れていただいたらということです。その他、教育現場として、今の実情を再検討すると住みやすいまちにつながるというご意見でした。それに対して事務局いかがでしょうか。

事務局：E委員には、架け橋プログラムの検討部会にも積極的に入っていただき、ありがとうございます。いわゆる切れ目のない子育て支援が、これから求められております。特に、幼保小の間をつなぐ２年間について、どのような教育・保育が求められているのかを部会で検討しております。これについても、来年度一定の成果を上げ、計画書にも反映することで、これを読んでいただく市民の皆さんに周知されていくと考えており、積極的に取り組んでまいりたいと思います。今後のアンケート調査における設問の検討につきましても、次回の調査は５年後ですが、その時代の状況を見ながら、できる限り取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

合田：他にいかがでしょうか。

Ｃ委員：事務局から説明がありましたが、平成２７年度から始まりまして、大東市内の就学前児童や、その子どもたちの１０年先に向けた予想の中で、どのような計画を策定していくかなど、待機児童対策を結構重点的に議論してきました。また、今まで一切議論をされなかった放課後児童クラブなど、それぞれの施設の課題の洗い出しも、当初の目的としてあったと思います。それも一定見えてきた中で、今後、Ｄ委員のご意見のように、回答されたアンケートに対して、どのような結果を出したのか、何らかの形で示していく段階に入っていくと思います。特に、せっかく答えたアンケートが形骸化してしまうよりも、出したアンケートの結果が１つでも形になることで、回答する保護者の書こうという気持ちにつながると思います。アンケートの中で、こういうことができましたと示すことができるような、実現に向けた形にこの会議自体をシフトしていくのも、今後の運営の中で考えていただけたらと思います。

合田：今回は第３期事業計画に入っていきますので、過去１０年の知見がたくさんあると思います。事務局も今後、その結果をいかに示していくかというご意見でした。よろしくお願いいたします。他よろしいでしょうか。では、続きまして会議を進行してまいります。次に議題２として事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、来年度に策定を予定しております第３期大東市子ども・子育て支援事業計画につきまして、現在、事務局で考えております策定の方向性について、ご説明いたします。資料２をご覧ください。

１つ目の項目は、大東市子ども・子育て支援事業計画の基本理念と基本目標についてです。現在の大東市子ども・子育て支援事業計画は、子どもたちが豊かに育ち、いきいきと子育てをすることができる子育て安心のまちを実現するため、「親子の笑顔あふれるまち～みんなでつくる子育て安心のまち大東～」の基本理念の下、本市における子ども・子育て支援施策を子育てと仕事を両立できる社会づくり、子どもが心豊かに育つ学習環境づくり、子育てを支える体制づくり、子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり、さまざまな家庭での子育てを支える体制づくりの５つの基本目標に分類し、子どもや子育て家庭を支援するためのさまざまな施策に取り組んでいるところです。

その下は、平成２７年度から令和元年度までの５年間における第１期事業計画の取り組みと実績についてです。第１期事業計画では、全国的に大きな課題となっております待機児童問題を早期に解決するため、待機児童ゼロのまちの取り組みを重点施策として、老朽化した保育施設の建て替えに伴う定員の増員や、小規模保育事業所の開設、送迎保育ステーションの開設など、保育の受け入れ枠の増大に取り組みました。民間事業者様との力を合わせた取り組みにより、平成２７年度以降に約４００人の保育利用枠を拡大し、平成３０度以降の年度当初待機児童数はゼロを続けている状態となっております。

１ページの下の表は、第１期事業計画における主な施策と実績をまとめたものです。１つ目の新規認可保育所の設置につきましては、病児保育、一般型一時預かり、送迎保育ステーションの機能を持った定員４２名の多機能型保育施設として、平成２７年１２月１日に、あすなろこども園分園を開設いただきました。

２つ目の地域型保育事業の実施につきましては、平成２９年度から平成３０年度にかけて不足している３号認定の子どもの受け入れ拡大を目的として、小規模保育事業所を４カ所開設されたものです。

３つ目は、幼保連携型認定こども園の推進です。幼保連携型認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の両方の特徴を持った施設といたしまして、国が平成２７年度に改正した子ども・子育て支援新制度の柱とも言える取り組みですが、本市におきましては、計画期間の５年間で保育所１３園、幼稚園３園が認定こども園へ移行することにより、保育の受け入れ枠が増大するとともに、保護者の勤務状況によって転園することなく、卒園まで同じ園に通っていただける体制の充実が進んでまいりました。

４つ目の民間保育所の定員枠の拡大につきましては、これら３つの取り組み等によって得られた成果であり、平成２７年度に２，１９８人であった定員を、令和元年度には２，５７０人に拡大することができました。

この５年間の取り組みを基に進められたのが、令和２年度からの第２期計画です。２ページをご覧ください。第２期事業計画は、令和２年から令和６年の５カ年計画となっており、第１期事業計画の取り組みによって実現した子ども・子育て施策の円滑な利用を維持・発展させるため、「未来につながる子ども・子育て支援」を重点目標とするとともに、施策推進に向けて、ネウボラを中心とした相談支援の充実による全ての家庭における子育ての不安解消を目指す、多様な子ども・子育てニーズの支援に向けた取り組みの充実と、今後の就労人口の変動に応じた柔軟な保育利用枠の確保に取り組む就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築の２つの柱を定め、取り組みを進めているところです。

２ページの中段の表は、第２期事業計画の主な施策と実績をまとめたものです。１点目は子育て家庭の多様化に向けた相談支援体制の充実です。平成３０年８月の子育て世代包括支援センター「ネウボランドだいとう」の設置以降、幅広い年代の子育てに関する相談支援の強化に取り組んでおります。最近では、ネウボラ＋ギフトを始めとした伴走型支援や、就学前から就学期への影響を目的とした５歳児アンケートなどの実施に取り組んでいるところです。

２点目は、就学前教育・保育施設の利用定員の見直しです。本市におきましては、保育事業に地域的な偏りがある他、今後の少子化の進行に伴う保育ニーズの変動など、地域の実情に合わせた利用定員の柔軟な見直しを行っております。本日の子ども・子育て会議でも議題３として利用定員の見直しについて上げさせていただいております。

３つ目は、公立施設の方向性の検討です。現在、本市における公立の就学前教育・保育施設は保育所２施設、幼稚園１施設、幼保連携型認定こども園１施設となっております。北部における保育需要の減少から令和４年４月１日に公立幼稚園と公立保育所を施設統合し、幼保連携型認定こども園北条こども園を開設いたしました。公立施設につきましては、引き続き、子ども・子育て会議においてご意見をいただきながら、今後の方向性を検討させていただきたいものと考えております。

４点目は、送迎保育ステーションの利用拡大です。平成２７年度に事業を開始した送迎保育ステーションの利用者は４人～１０人で推移しておりますが、ＪＲ住道駅周辺におきましては、新築マンションの建設など、保育ニーズが当面の間、高止まりするものと見込んでおり、送迎保育ステーション事業につきましては、利用の調整弁としての役割を果たしているものと考えているところです。

これら第１期、第２期事業計画の進捗と国の子ども・子育て支援の在り方を基に、今後検討を進めてまいりますのが、次の第３期事業計画の方向性でございます。第３期事業計画は、令和７年度から令和１１年度の５カ年計画で、令和６年度末までに策定を完了させるものとされております。国におきましては、令和５年４月１日のこども家庭庁の設立とこども基本法の施行により、子どもの最善の利益を第一に考え、子ども政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現の取り組みが求められており、大東市の第３期事業計画につきましても、国の方針に合わせて以下の６点の方向性を重視した検討を行ってまいりたいものと考えております。

１点目は、こどもまんなか社会の実現です。こども基本法の理念ともなっております、こども・若者の意見を反映できる体制を目指してまいります。

２点目は、包括的な相談支援体制の充実です。来年度にはネウボラと家庭児童相談室などを含めた児童福祉と母子保健の総合相談支援拠点である、こども家庭センターが国において努力義務化されますが、本市においても、センターを中心とした妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援の強化に取り組みます。

３点目は、保育の質の向上と利用の拡大の取り組みです。来年度以降の保育士の配置基準の見直しやこども誰でも通園制度などの国の取り組みにつきまして、本市においても対応を行ってまいります。

４点目は、地域における子どもの居場所づくりの支援です。放課後児童クラブやこども食堂等、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所を確保する取り組みについて、支援の拡大を図ってまいります。

５点目は、支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みです。ヤングケアラーや子育て家庭の変更など、子どもを取り巻く課題は近年、多様化、顕在化の傾向にあり、全ての子どもたちが希望を持って育つことができるための取り組みを目指します。

６点目は、児童虐待の未然防止の取り組みです。来年度に設置予定のこども家庭センターを中心とした子育て家庭の支援ニーズを広く把握できる包括的な子育て家庭の支援に向けた人員体制の構築により、児童虐待の未然防止に努めてまいります。

最後になりますが、第３期計画におきましては、国の方針に合わせた方向性に加えて、これまでの第２期計画までに培いました、子ども・子育て支援施策の維持・発展につなげることにより、大東市独自の事業計画を策定し、子ども・子育て支援施策のさらなる充実を目指してまいります。

以上で説明を終わります。

合田：ありがとうございました。事務局から説明のありました方向性について、何かご質問等ありましたら、挙手の上、よろしくお願いします。

F委員：来年度設置予定のこども家庭センターは、市のこども家庭センターでしょうか。これは家児相とどこが違うのでしょうか。

事務局：従前からございます家庭児童相談室、いわゆる家児相、あと母子保健を担っている部署、地域保健課が、令和６年度以降、母子保健の部分と児童福祉の部分が一緒になり、こども家庭センターという新たな仕組みでスタートします。具体的には、センター長を置き、包括支援員、こちらが児童福祉、母子保健ともに具体的なケースについて、対応するという組み立てでスタートします。従前の家庭児童相談員の機能もそのままございます。そこに加えて、今までそれぞれが協働しながら動いていた中に、新たな仕組みをつくることによって、１つのセンターの中で母子保健と児童福祉の部分がともに動いていきます。

F委員：私が知っている子ども家庭センターは、府の子ども家庭センターで立ち入りの調査とか、一時保護とかの機能を持っていると思うのですが、それはありますか。

事務局：同じ名前が使われているので混同しやすいですが、児童相談はそのまま機能されますので、立ち入りの検査などは、大阪府の機能として置かれ、こども家庭センターは、あくまでも市の施設として対応していきます。名前は似ていますが、あくまでも児童相談所、いわゆる子ども家庭センターはそのままで、大東市におきまして、４月から新たに「こども家庭センター」という名称でスタートする組み立てです。

事務局：もう少しわかりやすく説明します。大阪府の子ども家庭センターはよく「子家セン」と呼ばれます。この子家センは漢字の「子」を使っています。こちらは従来どおりの児相機能を持っており、強制的に子どもを引き取ることが可能なのが大阪府の「子家セン」です。先ほど申し上げたのは、ひらがなの「こども家庭センター」です。これは法律用語でございます。法律の中で「こども家庭センター」を設置することを努めるものとなっており、名称に関しましては、我々で変更することはできません。これから大東市で行うひらがなの「こども家庭センター」は、児相的な機能とは別です。そのため、強制的に子どもを引き離すことはありませんが、家庭児童相談室とネウボラの一体的な機能を持ったのが、ひらがなの「こども家庭センター」です。大阪府の「子家セン」とは別物であるとご理解ください。

F委員：府の「子家セン」と市の「こども家庭センター」は違うということですね。

事務局：違います。

Ａ委員：府の「子家セン」と市の「こども家庭センター」は別物であると記載がなければ、昔の「子家セン」しか知らない層は絶対に混同すると思います。

事務局：一応、「こども家庭センター」の要件の中に、「こども家庭センター」と称することが記載されておりますので、こども家庭センターという名称でないといけません。大東市には「ネウボランドだいとう」があり、こちらの方が浸透しており、また、愛称を付けることはできるようですので、家児相とネウボラの機能がある「こども家庭センター」ですが、愛称はネウボラにすることを検討しています。こども家庭センター「ネウボランドだいとう」と言うのか、単に「ネウボランドだいとう」と言うのか調整中です。

合田：国がこども家庭センターの設置を努力義務としているので、その流れに乗らなければいけない。同時に補足いたしますと、大阪府の「子ども家庭センター」の呼称は平成６年に、いわゆる児童相談所から、各自治体の方で独自に名前を付けてよいということで、「子ども家庭センター」を全国に先駆けて設置して、それ以来ずっと来ているので、国のほうが後追いです。漢字とひらがなの違いはありますが、「こども家庭センター」を設置しなさいという、そこがややこしくなるというのは、大阪府の中ではあると思います。機能は説明していただいたとおりです。Ａ委員、よろしいでしょうか。

Ａ委員：質問していただけていなかったら、私は勘違いしていました。

合田：他、何かご質問いかがでしょうか。

Ａ委員：ネウボラ＋ギフトというのはどういうことなのでしょうか。

合田：用語の確認ですが、第２期のネウボラ＋ギフトというのは、どうのような捉え方かということです。お願いします。

事務局：ネウボラ＋ギフトと言いますのは、妊娠届の提出時点で５万円をお支払いする、次に出生された時に、また５万円をお支払いするものです。

Ａ委員：わかりました。ありがとうございます。

合田：ありがとうございました。他、ご質問ありませんか。

Ｃ委員：今は、民生委員さん等、さまざまな地域のセーフティーネット的な機能が、高齢化も進み成り立たなくなってきている状況です。その中で、子どもの居場所づくりは、地域でそれぞれ今後考えていかないといけないと思います。ここについては力を入れていただき、地域でのセーフティーネットを構築していただけるようお願いします。昨今は、いろんな業種の方々が子どもの居場所づくりに関わってこられる中で、１つ懸念材料として感じることがあります。営利企業として運営されている間は、当然儲けも赤字も全て自己責任でされますが、市役所が関わることで、儲からない責任を行政に投げてこられたり、過大な要望をされたりと、勘違いをされる方々も一定いらっしゃるので、半官半民の中で、今ちょうど大東市の方で担当部署もおありだと思いますので、できれば「こどもまんなか」というところで、利益も大切ですが、良い形でできるように要項を制定していただいき、その上で民生委員さん等、いろんな形に代わるものを、今後に向けた計画をしっかり立てていただきたいと思います。

合田：確かに、民生児童委員の方がだんだん落ち込んできているという話ですが、やはり地域の支えの基盤としては、いろいろな職種の方々の協力体制は、不可欠だと思います。今のＣ委員の提案に対して何かありますでしょうか。お願いします。

事務局：資料の２ページ目の次期計画の方向性の中にも、４番目に地域における子どもの居場所づくりの支援について、重点的に考えていきたいと思っています。今、Ｃ委員がおっしゃったように、例えば、児童委員さん、民生委員さんの確保の難しさや、地域において子どもの安全を見守っていく役割が求められています。行政主体では取り組みが難しいということは、おそらく、皆さんも一番実感されていると思います。そのために今、地域で取り組んでおられる方のこども食堂や、フリースクール等、地域の取り組みに対して行政が積極的に支援を行い、子どもたちが安全に暮らせる環境を確保していく取り組みについて、これからネウボラを中心につくっていきたいと考えています。しかし、やはりそういった施策の推進にあたっては、取り組みの公平性が非常に重要であると考えております。それぞれ地域において取り組まれている皆さんが、不公平さを感じない支援の在り方を重視して取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

Ａ委員：放課後デイで、要支援の子どもたちを預かる民間の施設があるのですが、私の知っているところでは保育所や、第三者委員会みたいな人たちが適正に業務が遂行されているかを見守っており、その要員になってくれと頼まれたことがあります。その時は断りましたが、大東市ではその辺をどのように考えていますか。実際に、そこで働いていた友人から、発達のことを全く知らない人たちが、平気で無理やり利用者を静止させるなど、発達とは関係ないような形で子どもに関わっており、それでかなり問題があったことも聞きました。大東市においても、チェック機能のような、民は民に任せっぱなしではなくて、適正に運営されているかということもチェックする必要があるのではないかと思いました。感想でもあり、意見でもあります。

合田：適正な関わりが損なわれる部分もあるのではないかという感想でした。また、個々に言っていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

Ｅ委員：第３期事業計画の方向性について、３つ挙げていただいておりますが、先ほどのニーズ調査の結果では、回答された保護者の方々の困り事は、利用施設が整っていない、子どもの教育・学習環境がよくないというのが高い数字で出ています。そのような部分を盛り込んだほうがよいと思います。

３番の保育の質の向上と利用の拡大と書かれていますが、我々からすると相反する書き方です。利用を拡大させると、質を維持するのは難しいところがあり、「こども誰でも通園制度」についても書かれてありますが、正直に言いますと、少子化と同じぐらい人材がいません。小学校や、他の業界もそうだと思いますが、そこの確保も考えないといけないと思っているので、もう少し触れていただきたいと思います。また、現在の第２期事業計画と同じで、第３期事業計画もネウボラで全く同じ文言がかかれていますが、私個人的にはネウボラは正直言って、ぱっとしない。そこは市として、本当に重点項目とするのであれば、同じ項目で終わらせず、具体的にネウボラをもっと発展させていくのかを見せていただきたいです。できれば、このような計画は幼稚園や保育所、小学校だけではなく、市内の企業も巻き込んで考えていくべき問題だと思います。民間の企業も方向性の中に盛り込めないかと感じています。ご検討いただければと思います。

Ｂ委員：私はネウボラで勤務していた期間があるのでよくわかりますが、１つの課題として、ネウボラで働いている方がほぼ非正規なので、続かない。ワーカーとか、専門職の方が基本的に非正規のため、毎年人が変わっています。そこが大きな課題だと思っています。継続的に何か事業を計画することが、総合的にできないのではないかと思っているので、少し付け加えさせていただきました。そこは役所が頑張るしかないと思います。

合田：貴重なご意見ありがとうございました。Ｅ委員、Ｂ委員からネウボラ、またはここ３つの方向性の中で、結果をもうちょっと反映させた方向性が出ないか、確かに私も保育の質を上げるために、プラス利用者拡大、これは本当に矛盾していることですので、相反するところなど、今のご指摘を含めて、事務局からご返答をよろしくお願いいたします。

事務局：たくさんのご意見をありがとうございます。順番に答弁させていただきます。１つ目のニーズ調査にありましたように、利用機関など学習環境の改善です。従前の取り組みにつきましては、引き続き、担当部署で各課充実を図っていくと考えております。計画書の中でも、それぞれの施策の盛り込みについては補完していきたいと考えております。

２つ目の質の向上と利用の拡大です。確かに非常に矛盾する表現です。資料にも書いておりますが、配置基準の改善につきましては、基本的には、ここで勤務する保育士さんの労働環境の改善、質の向上にもつながる取り組みであると思いますので、こちらについては基本的には進めていきたいという考えです。しかし、今、国のほうで打ち出しております「こども誰でも通園制度」につきましては、まだまだ内容について検討の余地があり、我々の事業計画の方向性として持っていきます質の向上に沿った形で、この事業を組み立てることができるのかどうか、そこを中心になって考えていきたいです。ただ、国では一定年限を切って、これを事業化するような指示が同時に出ておりますので、この辺り一つ時間の制限もありながらですが、検討を続けていく必要があると考えています。

３つ目のネウボラです。今、Ｂ委員のご意見にもありましたが、平成３０年に設立して、今５～６年経過します。取り組みとして本来考えておりました、全ての子育て家庭への相談支援には、まだまだ不十分なところがあります。職員体制もそうですし、ネウボラで本来取り組むべき情報の収集や発信についても、今の体制で十全にできるのかと問われますと、なかなか実現できていないところがあります。ぜひ来年度、こども家庭センターという形で形状が変わりますが、その中で体制についても比率等いろいろ見直しを行い、もっと実効性のある事業となるよう見直しをしていきたいと考えております。

４つ目です。市内の企業を巻き込んだ取り組みについて、こちらの子育て会議では、鳥居委員に組合の代表として入っていただき、企業としての考え方について一定ご意見を頂戴できればと考えています。計画の策定については、さまざま機会で一般の市民の方にもご意見をいただく機会があると思っており、その中で民間の事業者についても、ぜひご意見を頂戴できればと考えております。ネウボラの非正規については今申し上げたように、行政としてもできるだけ、改善に取り組みたいと考えているところです。

合田：よろしいですか。議題３について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、本年度末に予定しております教育・保育施設の利用定員の変更について、ご説明いたします。資料３をご覧ください。子ども・子育て支援法の定めに従い、５施設の利用定員の変更等につきまして、委員の皆様にご報告をさせていただくものです。

１ページ目をご覧ください。こちらは子ども・子育て会議の所掌事務に関する説明です。子ども・子育て支援法第７７条において、「市町村は特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第３１条第２項に規定する事項を処理するため、審議会等の機関を置くよう努めるものとする」と定められております。この第３１条第２項は特定教育・保育施設の利用定員を定める際、審議会等を設置している自治体においては、審議会に意見を聞かなければならないと定められているものです。大東市におきましては、子ども・子育て支援に関する審議会として、大東市子ども・子育て会議を設置しておりますことから、利用定員の設定につき、この場でお諮りいただくものでございます。

続きまして、２ページ目の２．認可定員と利用定員をご覧ください。就学前教育・保育施設におきましては、定員の設定について２つの考え方がございます。１つが認可定員です。認可定員とは教育・保育施設の設置にあたり、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づき設定する定員の考え方で、施設の規模等により決定されるものです。もう１つは利用定員です。利用定員とは、子ども・子育て支援法に基づき、施設の運営内容等の確認時に設定する定員で、利用ニーズ等により決定される施設利用人数の上限であり、給付単価の根拠となっております。本日はこの利用定員の変更について、５つの施設の変更内容のご報告をさせていただきます。

続きまして、その下の３．利用定員の考え方をご覧ください。現在の第２期子ども・子育て支援事業計画では、重点的に取り組む施策の１つとして、就学前教育・保育サービスの提供体制の再構築を掲げております。これは今後の就学前児童の減少に向け、利用ニーズに応じた柔軟な利用定員の見直しを行うことにより、保育の安定的な提供を目指すものです。これに伴い、利用定員の見直しに関する基本的な考え方を定めることを目的といたしまして、令和２年度の大東市子ども・子育て会議において認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の定員変更に関する以下の３つのルール付けを行わせていただきました。

１つ目は、実際の入所児童数が認可定員を恒常的に下回る施設については、実利用人数の見込み数を下回らない範囲で利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定できるということです。２点目は、施設利用率が年間平均で１２０％を超える状況が恒常化している場合は、適切に利用定員の見直しを行うということです。３点目は、１つ目のルールの恒常的な期間はおおむね３年間とするということです。令和３年度以降の本市における利用定員の見直しは、この考え方に基づいて行っております。

以上の経緯を踏まえ、資料３ページの４．変更予定施設をご覧ください。合わせて５つの施設を掲載しておりますが、そのうち今年度利用定員の変更を行いますのは、①②の認可保育所の２カ所と、④の幼保連携型認定こども園の１カ所となっており、この他に小規模保育事業の閉鎖が１件、私学助成型幼稚園から施設給付型幼稚園への移行が１件ございます。

上から順に説明をさせていただきます。まず、①の氷野保育園と、②の江ノ口保育園は令和６年４月に認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する予定となっております。移行後は３歳、４歳、５歳児クラスについて氷野保育園は各２名の合計６名、江ノ口保育園は各３名の合計９名の１号認定利用枠の設定を予定しております。１号認定児童利用枠の設定につきましては、在籍園児の保護者の就労状況が変化した場合でも退園することなく、認定の変更を行うことで、同じ園に通い続けることが可能となり、子どもたちが卒園まで安心して過ごすことができる環境の確保を主な目的としたものです。

また、江ノ口保育園は２号、３号認定の利用定員が９０人の施設ですが、入所児童数が定員を下回る状況が続いており、１歳児を１名、２歳児を３名、３歳児を３名、４歳児を２名、５歳児を３名の合計１２名の利用定員を減員します。また、ゼロ歳児につきましては、定員を超える受け入れを行っていただいておりますことから２名分の利用枠を増員し、２号、３号認定全体としましては、１０名の減員といたしています。

次に、③のひだまり保育園です。ひだまり保育園につきましては、利用者の大幅な減少から令和６年３月３１日をもちまして閉園の予定となっております。閉園に伴い、３号認定児童の利用枠、合計１２名分が減員となります。

次の④朋来幼稚園は、１号認定の入園児童数が定員を下回った状況が続いており、３歳児を１７名、４歳児を１７名、５歳児を１６名の合計５０名減員いたします。一方で、保護者からのニーズの高い満３歳児クラスを定員２０名で新設するため、１号認定の定員全体といたしましては３０名を減員する予定です。なお、２号、３号認定の定員に変更はございません。

最後に、前回の会議でも報告させていただきました⑤の大東中央幼稚園です。大東中央幼稚園は令和６年４月１日から私学助成型幼稚園から施設型給付幼稚園への移行を予定しております。利用定員は満３歳児が２８名、３歳児が１１２名、４歳児が１２０名、５歳児は１２０名の合計３８０名となる予定です。なお、私学助成と施設型給付の違いにつきましては、私立運営費に係る助成、あるいは給付の仕組みの違いによるもので、財源時の環境に違いが生じるものではありません。

これら定員の変更案を踏まえまして、次の４ページ５．子育て支援事業計画との関連性についてご覧ください。今回の定員変更と事業計画における保育の確保の関連性に関するものです。地域別利用状況の表をご覧いただきますと、今回２号、３号認定児童の利用枠減を予定しております江ノ口保育園、ひだまり保育園のある西部地域において、５年４月の実績では２号認定は４９４名分の利用定員に対して、４５８名の利用者数、３号認定は３７０名分の利用定員に対し３３３名の利用者数となっております。現在の利用人数の動向を踏まえますと、定員を減員してもなお、保育ニーズは満たされるものと考えられ、市全体につきましても保育の受給バランスは引き続き保たれるものと思われます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

合田：事務局から利用定員の変更についての説明がありました。何かご質問あれば、挙手の上、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫ですか。それでは、最後に議題４としまして、大東市子ども基本条例の改正についての説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、大東市子ども基本条例の改正について説明いたします。資料４をご覧ください。現在の大東市子ども基本条例は平成１９年度に「子どもの権利保障」「子育て支援」「児童虐待」「青少年の健全育成」の４つの課題について、市の目指すべき方向を示す理念条例として制定されたものです。具体的な施策については、児童福祉法等の個別法により個々に充実を図るものとしております。第２条には基本理念といたしまして、全ての子どもが毎日笑顔で生活し、夢に向かって努力できるようにすること、全ての大人が子育てを楽しみ、子育てを通して人の温かい心と和を感じられるようにすること、全ての子どもと大人は１つでも多くの喜びを共有することができるようにすること、３つの理念を定めております。現在の条例は、全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる社会の実現を目指しており、子どもが夢を持ち、いきいきと健やかに成長できる社会の実現をするための市と市民の共通目標を定めております。

第３条以降の条例の構成は、第３条から第５条に大人の子どもが最大限に担うべき役割を、第６条から第１０条には子どもの意見の尊重や負担軽減や健康増進等の子育て支援、いじめ、虐待防止への対応、子どもの犯罪被害防止等の具体的な取り組みを、また第１１条は本条例を実施するための推進体制を、第１２条は条例改正に係る市民の意見の反映や周知の取り組みを定めております。

大東市子ども基本条例は、本市における子ども・子育て支援の取り組みの方向性を示すものであり、小中学校へのパンフレットの配布等を通じ、子どもたちにも理念の浸透を図ってまいりましたが、制定から約１７年が経過しており、その間、子どもを取り巻く環境や社会の情勢は大きく変化しております。特に、昨年４月１日に施行されました「こども基本法」および同日に設立されましたこども家庭庁は国における子どもの政策の理念に関わる大きな転換点と言えるものであり、本市の基本条例につきましても情勢の変化に応じた改正をする時期に至ったものと考え、改正の検討を始めてまいるものでございます。

次は、国における子ども施策の基本理念となります「こども基本法」についてです。２ページをご覧ください。「こども基本法」は国際条約である子どもの権利条約の精神に則り、国として子ども施策を総合的に推進するにあたっての基本理念を定めたものです。子どもの権利条約は１９８９年に国連総会において採択されました。世界中全ての子どもたちが持つ権利を定めた条約であり、子どもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であるという考え方を明確にしたものです。条約の定める全ての子どもの権利に関わる基本的な考え方は、命を守られ成長できること、子どもにとって最もよいこと、意見を表明し参加できること、差別のないことの４つの原則に基づいております。

昨年施行された「こども基本法」はこども家庭庁の設置に合わせ、子どもに関するさまざまな取り組みを講ずるにあたっての共通の基盤となるものとして、子ども施策の基本理念を明らかとし、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことを目的としており、第３条には法の基本理念として第１号から第６号までの６つの理念を定めております。６つの理念の具体的な内容は、それぞれの第１号は全ての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすること。第２号は全ての子どもが適切に養育され、生活を保障され、愛され保護されること、守られ成長できる権利を持っていること。第３号は全ての子どもについて意見を表明する機会や多様な社会的活動に参加させる機会を確保されること。第４号は全ての子どもについて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること。第５号は子どもの養育について、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して十分な支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかに育成される養育環境を確保すること。第６号は家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。となっております。なお、第１号から第４号は子どもの権利条約の４原則、差別の禁止、生命に対する権利、児童の意見の表明の権利の確保、児童の最善の利益の趣旨を踏まえた規定となっております。

また、今回の条例改正の背景といたしまして、もう１点、こども家庭庁の設置がございます。３ページをご覧ください。こども家庭庁は児童虐待など子どもの権利に抵触する現象の社会問題化や、深刻な少子化、貧困、いじめの問題、子ども自身の低い幸福度や親の子育ての負担の増加、子どもをめぐる問題に対する縦割り行政の解消など、子どもをめぐるさまざまな課題に対応するため、常に子どもの視点に立ち、子どもの最大の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた強力な司令塔機能を持つ専門機関として設立されました。長官官房、子ども成育局、子ども支援局の３つの部局で構成されており、企画立案、総合調整を担う長官官房の下、子ども成育局は妊娠、出産の支援、母子保健、就学前の全ての子どもの育ちの保障、子どもの居場所づくり等、また、子ども支援局はさまざまな困難を抱える子どもや家庭に対する切れ目のない包括的支援や、児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実および自立支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援等の取り組みを所管しております。

３ページの下の図は、こども家庭庁が所管する政策を子どもの成長に合わせてまとめたものです。こども家庭庁は支援が特定の年齢で途切れることなく、継続して行われる施策の推進を目指しており、妊娠前から出産、乳幼児期、学齢期、１８歳以降も継続した支援を一元的に取り組む子ども政策の司令塔と位置付けられております。これまでは厚生労働省や内閣府、文部科学省がそれぞれ別々に子ども政策を所管していましたが、現在はこども家庭庁が一元的に取り組むことによる切れ目のない子ども目線による子どもの政策の推進が図られているところです。

４ページをご覧ください。こども家庭庁やこども基本法の基本理念を受け、本市におきましては、今後、以下の点を柱とした大東市子ども基本条例の見直しを検討してまいりたいと考えております。

１点目は、保障すべき子どもの権利の明記です。子どもの権利条約、こども基本法の理念に基づき、守られるべき子どもの権利を整理し、盛り込みを図ってまいります。２点目は、子どもと大人の役割の明記です。行政、市民、地域、保護者、施設の果たすべき役割を明記します。３点目は、子どもにやさしいまちづくりに向けた取り組みの明記です。子育て安心のまち大東の実現に向け、国が進める施策の理念や方向性を加味した各種取り組みの整理を行います。４点目は、子どもの擁護のための体制づくりについてです。子どもの権利条約や、こども基本法に謳われております子どもの権利を守るための具体的な手段について検討を行ってまいります。近年、子どもの意見表明権を守る取り組みといたしまして、意見の表明が困難な子どものために周りの大人に対して、意見を代弁するアドボケイトなど、子どもの権利擁護を目的とした制度や、組織の具体化が国や地方自治体の取り組みとして進みつつあるところです。本市におきましても、本市で生まれ暮らす子どもたちの権利を守るため、条例改正に合わせた施策の検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、改正までのスケジュール案について触れさせていただきます。本日の会議をスタートといたしまして、この春より条例改正に向けた意見交換に取り組んでまいります。現時点におきましては、小中学校や関係団体へのアンケート調査や、パブリックコメント等も交えながら、子どもを中心とした幅広い意見聴取に取り組み、来年度末には一定の集約を図らせていただく予定です。

以上で説明を終わります。

合田：大東市子ども基本条例の改正についての説明がありました。何か今の説明についてご意見、ご質問がありましたら、挙手の上、よろしくお願いいたします。

Ｃ委員：スケジュールを見ると、具体的なものを庁内検討会議でつくっていただいて、子ども・子育て会議で報告いただく流れだと予想しています。庁内検討会議の参加対象者についてお聞かせいただきたいと思います。

合田：この庁内検討会議のメンバーのご質問に対して、事務局よろしくお願いいたします。

事務局：子ども基本条例の見直しに係る庁内検討会議についてです。今回の提出資料につきましては、本日の子育て会議で説明させていただくために、福祉・こども部の中で資料の作成を行ったところでございまして、関連について今のところ働きかけは行っておりません。参加していただく部課につきましては、これからいろいろ働きかけを行う予定ですが、少なくとも今の子ども施策の関わりで見ていきますと、基本的には教育、人権の関係、こういった視点というのは必要になると考えております。

Ｃ委員：おそらく、子どもというのは１８歳までを考えられていると思いますので、できれば、ネウボラも絡めていくのであれば、妊娠期から１８歳までという括りの中で、皆様からご意見もあったように、いろんな角度での子どもを真ん中とした、各子どもにまつわる保育担当課と、教育委員会も当然として、それ以外の各部署から実際に子どもの環境を整える、関わる必要のある部署が入っていただけるようなものにしていただきたいと思います。

合田：おっしゃるとおりです。事務局よろしかったですか。

事務局：基本そういう方向で検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

Ａ委員：そもそも０歳から１８歳を対象として、子ども一人に対して一人の保健師が付き、ずっと寄りそった支援をしていくというのが本当のネウボラです。そのことを考えれば、やっぱり青少年の健全育成とか、次世代という部分が希薄になっているという気がします。他市では、中高生が学校やクラブの帰りに寄って、話をしたり、宿題をしたり、それこそ音楽をやりたい子は音楽をやったりできる施設があります。同じ建物の中でお母さん方が乳児を預けて、学童もあるような、そういう総合的な施設が大東市にもあればよいと思っていました。ぜひ検討していただきたいなと思います。

合田：Ａ委員からはいわゆる具体的なものがイメージできる子育て条例を視野に入れていただきたいというご意見でした。ご返答をお願いします。

事務局：今回の基本条例の見直しについては、全ての子どもたちを対象にした子育てに取り組むための基本理念を定めていくというものです。Ａ委員のおっしゃったように、子どもたちの居場所についても、子どもの年齢によらず、子どもたちが安心して過ごせる場所づくり、こういった施策が取り組まれるための基本理念を、この条例の中に定めていければと考えております。よろしくお願いします。

合田：Ａ委員、よろしいですか。他いかがでしょうか。

Ｃ委員：メンバーとして庁内で子どもに関わる部署を、できれば網羅していただきたい他に、僕が昔からここでお願いしている保護者の座談会的な本当の意見を出していただくものや、こういった関係機関の方々の諮問機関から意見をいただく等も考えていただければと思います。せっかく十何年ぶりに作り直すのでしたら、現状に合ったもの、こども基本法やこども大綱、それからはじめの100か月が国から示されていますので、そういったものも加味しながら、検討していただきたいと思います。

合田：今、Ｃ委員のご要望でした。事務局からお願いいたします。

事務局：見直しにあたりましては、できる限り、さまざまな目線での検討が図られるように検討体制を考えていきたいと思います。諮問機関もそうですが、例えば子どもたちの意見など、当事者としての子どもの意見は、必ず反映させていかなければならないと考えております。その意見をどのように落とし込んでいくのかを、これからいろいろ相談させていただきながら、決めていきたいと考えております。

合田：他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、全ての議題を終了いたします。皆さん、本当に今日は貴重な意見をたくさんいただきまして本当にありがとうございました。これより先の進行については、事務局にお渡しします。よろしくお願いいたします。

事務局：合田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間ご審議いただきどうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和５年度第３回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。